

平成 27 年 9 月 19 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

医療生協に係る不適切な事務処理に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

医療生協に係る不適切な事務処理

2 質問の要旨

1. 医療生協かながわ生活協同組合理事長 池田俊夫氏名
医療生協さいたま生活協同組合理事長 雪田慎二氏名 による白紙の請求書が鎌倉市に提出されていた。
理事長としての印が捺印されているが、理事長本人は、認識していたか。否か。其々、両理事長の意思の確認を求める。
2. 生活協同組合という公益にも係る法人として不適切な事務ではないか。
3. 本件の業務は、本来、両生協が行うべき業務ではないか。
4. 本件両生協に係る不適切な事務処理について議長、副議長から抗議、意見はあったか。その内容は何か。日時はいつか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 25 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問や必要に応じて議会再開を求める為、速やかに答弁を頂きたい。)